

第1回 小田原市人権施策推進委員会 会議録

- 1 日時 令和5年10月4日(水) 午前10時00分～11時35分
- 2 会場 小田原市生涯学習センターけやき第2会議室
- 3 会議形態 対面会議
- 4 出席者 委員：吉田委員長、大石副委員長、一條委員、遠藤委員、関田委員、瀬戸委員、
ストービー委員、中村委員、二見委員、星野委員、山岸委員、山本委員
市職員：【市民部】早川部長、倉橋副部長
【人権・男女共同参画課】内田課長、町山係長、大澤主任
- 5 欠席者 なし
- 6 傍聴者 0人

7 概要

<p>事務局【町山係長】</p>	<p>おはようございます。本日は、お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから、第1回小田原市人権施策推進委員会を開催いたします。</p> <p>私は、本委員会事務局の市民部人権・男女共同参画課の町山と申します。本日の司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、お手元の会議の次第に従い、委員長が選出されるまでの議事については事務局で進行いたします。</p>
<p>事務局【町山係長】</p>	<p>はじめに、委員となられる皆様に委嘱状をお渡しします。</p> <p>委嘱状は鳥海副市長から皆様のお席にて交付いたしますので、その場でご起立をお願いします。</p> <p>それでは、副市長、お願いいたします。</p>
<p>※鳥海副市長から各委員へ委嘱状を渡す</p>	
<p>事務局【町山係長】</p>	<p>ありがとうございました。以上、12名の皆様に委嘱させていただきました。</p> <p>委員任期は、本日から令和7年3月31日までとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>事務局【町山係長】</p>	<p>次に、鳥海副市長からご挨拶を申し上げます。</p>
<p>※鳥海副市長挨拶</p>	
<p>事務局【町山係長】</p>	<p>それでは、委員の皆様から自己紹介をしていただきたく存じます。</p> <p>一條委員から委嘱状をお渡しした順に、一言ずつ簡単をお願いいたします。</p> <p>一條委員、お願いいたします。</p>
<p>※各委員自己紹介</p>	

<p>事務局【町山係長】</p>	<p>次に、事務局職員の紹介をさせていただきます。</p> <p>市民部長の早川でございます。</p> <p>市民部副部長の倉橋でございます。</p> <p>人権・男女共同参画課長の内田でございます。</p> <p>同じく 主任の大澤でございます。</p> <p>本委員会の運営は、人権・男女共同参画課が事務局として対応します。なお、小田原市人権施策推進委員会規則第6条により、議事に関係のある者に出席していただいた際は、その都度、紹介いたします。</p> <p>以上で、職員の紹介を終わらせていただきます。</p>
<p>事務局【町山係長】</p>	<p>次に、配布資料の確認をいたします。</p> <p>(別紙、資料一覧を読み上げて確認)</p> <p>過不足等ございましたら挙手にてお知らせください。</p> <p>(委員資料、過不足なし)</p>
<p>事務局【町山係長】</p>	<p>次に、本委員会の会議の公開について、説明します。</p> <p>本委員会は、小田原市情報公開条例第24条において、原則公開と定められています。</p> <p>また、お手元にある参考資料「小田原市人権施策推進委員会の会議の公開に関する要領」のとおり、会議の傍聴に関して必要な事項を定めています。</p> <p>この会議を含め、以後の本委員会の会議については、非公開とすべき理由がない場合は、これを公開することをご了承いただきたいと存じます。</p> <p>本日の傍聴希望者はございませんでした。</p> <p>また、会議録は、小田原市行政情報センター及びホームページにおいて公開されますので、ご了承ください。</p>

議 題

(1) 小田原市人権施策推進委員会について

<p>事務局【町山係長】</p>	<p>それでは、次第4の議題に移ります。</p> <p>議題(1)「小田原市人権施策推進委員会について」事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局【内田課長】</p>	<p>それでは、議題(1)「小田原市人権施策推進委員会について」説明させていただきます。</p> <p>初めに、本委員会の設置規則について説明いたします。お手元の資料1をご覧ください。資料1「小田原市人権施策推進委員会規則」でございます。</p> <p>本委員会は、「誰もが人として大切にされ、共に生き、支え合うまちづくり」の実現を目指していく上で、本市の人権施策の推進にあたり</p>

	<p>広く意見を求めるために設置するものでございます。</p> <p>所掌事務は第2条に記載のとおり、人権施策の推進に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議をしていただき、その結果を報告すること、また、人権施策の推進に必要と認める事項について意見をいただくものでございます。</p> <p>委員構成は第3条に記載のとおりで、この構成区分に従い、本日、ご委嘱申し上げます。委員任期については、令和7年3月31日までとさせていただきます。</p> <p>第4条は、委員長及び副委員長の規定でございます。委員長及び副委員長は委員の互選により定めることとされており、次の議題の中で取り上げさせていただきます。</p> <p>第5条は、会議の開催要件等についての規定でございます。委員長が招集し、その議長となること、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができないこと、議事は出席委員の過半数で決定することが定められています。</p> <p>また、必要に応じて議事に関係のある者の出席を求め、意見等を聴くことができることを第6条で規定しています。</p> <p>以上で、議題（1）の「小田原市人権施策推進委員会について」の説明を終わらせていただきます。</p>
事務局【町山係長】	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、委員の皆様からご質問等がありましたら挙手にてお願いいたします。</p>
※委員からの意見なし	
事務局【町山係長】	<p>ご質問等もないようですので、これで議題（1）を終わらせていただきます。</p>

(2) 委員長及び副委員長の選出について

事務局【町山係長】	<p>次に、議題（2）「委員長及び副委員長の選出について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局【内田課長】	<p>議題（2）「委員長及び副委員長の選出について」説明させていただきます。</p> <p>先ほど説明しました小田原市人権施策推進委員会規則第4条第1項に、「委員会に委員長及び副委員長を1人置き、委員の互選により定める」と規定されています。これに従い委員長、副委員長の選出を議題とさせていただきます。</p> <p>以上で、議題（2）についての説明を終わらせていただきます。</p>
事務局【町山係長】	<p>ただいま、委員長及び副委員長の選出につきまして、事務局から説明がありましたが、皆様からご意見がございましたらお願いいたします。</p>

山本委員	<p>委員長、副委員長は互選ということですが、今、お手元にある「小田原市人権施策推進指針」は、昨年度に改定をしたわけですが、その改定の経過を踏まえると、昨年度の本委員会の委員長として、指針改定の協議事項を丁寧にとりまとめていただき、また、様々な人権問題への造詣も深い関東学院大学の吉田教授に引き続き委員長をお願いすることが適任かと考えます。また、副委員長につきましても、令和元年度から副委員長として、委員長とともに委員会の円滑な運営に向けてバランス良く務めていただきました神奈川人権センターの大石委員をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
事務局【町山係長】	<p>ただいま、山本委員から委員長・副委員長の推薦につきましてご発言がございましたが、吉田委員に委員長を、大石委員に副委員長をお願いするということがいかがでしょうか。</p> <p>委員の皆様からご意見等がありましたらお願いいたします。</p>
※委員からの異議なし	
事務局【町山係長】	<p>異議等も無いようですので、委員長は吉田委員に、副委員長は大石委員ということで決定とさせていただきます。</p> <p>これで、委員長・副委員長が選任されましたので吉田委員長並びに大石副委員長は、前方の正副委員長席へご移動いただきますようお願いいたします。</p>
※吉田委員長、大石副委員長移動	
事務局【町山係長】	<p>それでは、委員長から一言ずつご挨拶をお願いいたします。</p>
吉田委員長	<p>ただいま、ご選任いただいた関東学院大学の吉田でございます。私は憲法学を専門として、特に平等権が自身の領域でございます。今後ともよろしくをお願いいたします。</p> <p>指針の改定をした時に皆さんから出た言葉としては、古くなったから直すのではなく、指針を改定して、新たな気持ちで人権保障について発信していこうという心構えでした。委員の半数以上が入れ替わったわけですが、そのような気持ちを持ち続けて委員の皆さんと共に頑張っていきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。</p>
事務局【町山係長】	<p>続きまして、大石副委員長お願いします。</p>
大石副委員長	<p>大石です。よろしく申し上げます。私は在日外国人相談支援センター一信愛塾の理事をしておりまして、場所は横浜の中区と南区の接点に位置しております。</p> <p>今、日本に暮らす外国人の数は 300 万人を超えておりまして、非常に増えています。少子高齢化の中で人口が減っていく中で全地域において外国人が増えてきています。そうすると今まで経験したことがないような課題がいろいろな地域で起こってくると思っております。私たちはまさにそのような中で子どもたちの居場所として、外国人の生活相談</p>

	<p>として、伴奏型の相談と言っておりますが、実際に困った時に、例えば、中国人のこどもが来たばかりで言葉も分からず、歯医者に行ってもどう治療するのかといったようないろいろな問題が起こります。具体的に一つひとつ解決していくことで地域社会に役立っていくことを目指しています。そうしたことをこのような場の中で少しでも活かすことが出来ればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
事務局【町山係長】	<p>吉田委員長、大石副委員長、ありがとうございました。</p>

(3) 諮問

事務局【町山係長】	<p>それでは、続きまして、議題（3）「諮問」に移ります。 守屋市長の代理として、鳥海副市長から委員長へ諮問内容を伝えさせていただきます。 副市長お願いいたします。</p>
鳥海副市長	<p>それでは、諮問させていただきます。 ※諮問書を読み上げた後、吉田委員長へ渡す</p>
事務局【町山係長】	<p>ありがとうございました。 恐れいりますが、副市長は、次の公務がございますので、ここで退席とさせていただきますことをご了承ください。</p>
※鳥海副市長退席	
事務局【町山係長】	<p>ここで小田原市人権施策推進委員会規則第5条の規定により、議事進行の役を事務局から委員長へお渡しさせていただきます。 よろしくお願いいたします。</p>

(4) 小田原市人権施策推進指針について

吉田委員長	<p>それでは議事進行を務めさせていただきます。 議題（4）「小田原市人権施策推進指針について」、約半数の委員の方が入れ替わられましたので、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局【大澤主任】	<p>議題（4）「小田原市人権施策推進指針について」説明させていただきます。 お手元の資料2-1をご覧ください。 本市の指針は平成22年度に策定され、その後、人権を取り巻く状況は大きく変化し、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法などを始めとする、人権に関わる新法の制定、深刻さを増しているインターネット上での誹謗中傷や差別の実態、社会における多様な性のあり方への共感など、様々な動きが起きています。そうした動きを踏まえ、時代に合った人権施策の方向へと舵を切るべく、令和5年3月に指針の改定を行いました。 指針の基本理念である「誰もが人として大切にされ、共に生き、支</p>

え合うまちづくり」を目指し、人権が尊重される市政に取り組むことや、市民と行政が参画・協働しながら人権施策の推進に取り組むこと、人権意識の向上のための啓発活動や人権に関する豊かな感覚を育成する教育を推進し、市民の中に人権尊重の精神を浸透させていくことととしています。人権教育や啓発の推進のみならず、悩みを抱えている人への相談や支援を求めている人へ必要な支援を届けていくことに努めるとしています。そのために、行政のみならず、関係機関や民間団体、地域の皆様など、様々な立場の方と連携しながら人権施策の推進を図っていくことを掲げています。

資料2-1の主に第4章となりますが、社会の中に様々な人権問題が存在する中、本指針では15の分野に分け、各分野における現状と課題、施策の方向性を記載しています。

施策の方向性についてお伝えさせていただきます。

初めに、女性の人権では、意識づくりとして男女平等の認識を深めていくことや、さまざまな分野で男女共同参画を進めていくことなどを記載しています。

子どもの人権では、児童虐待・いじめなど子どもを取り巻く問題への対応や子どもを権利の主体として尊重していくことなどを記載しています。

高齢者の人権では、成年後見制度の活用などを促進し権利擁護を推進することや社会参加の促進などを記載しています。

障がい者の人権では、障がいのある人が直面している社会的バリアを取り除くための施策を推進していくことや、自立し社会参加を進めていくことなどを記載しています。

生まれた場所などを理由とした部落差別では、部落差別に対する認識を深めていく教育や啓発の推進、インターネット上での差別投稿などに対する対応強化などを記載しています。

外国につながるのある人の人権では、偏見や差別的言動を無くしていくための教育や啓発の推進とともに、外国籍市民の方が安心して日常生活を送ることができるように適切な情報の発信や相談・生活支援を進めていくことを記載しています。

疾病等に関する人権問題では、ハンセン病や結核、最近では新型コロナウイルスなど、感染した方や関係する方への問題が起きている中で、正しい知識や情報の普及啓発に努めていくことなどを記載しています。

犯罪被害者等の人権では、直接的な被害にとどまらず、周囲からの無理解や心無い言動などによる二次的な被害に苦しめられていることから、犯罪被害者の方が置かれている状況への理解を深めてもらう意

識啓発の取組の推進などを記載しています。

一方で、加害者側である刑を終えて出所した人等の人権では、犯罪や非行をした人たちが社会の中で立ち直るために、更生保護活動への理解を深める啓発や罪を犯した人等への相談・支援について記載しています。

インターネット等による人権侵害では、匿名性や情報発信が容易となり、誹謗中傷やプライバシーの侵害が増えていることから、児童生徒への正しく安全な利用を促す教育・啓発活動の推進や、傷ついた方の救済に向けた相談・支援の充実などを記載しています。

ホームレスの人権では、実態の把握とともに自立意欲を高めていくために支援団体等の連携を図っていくことなどを記載しています。

性的指向や性自認に関する人権問題は、性の多様性を尊重する教育、環境づくりを推進していくとともに、悩みを抱える人の生きづらさを緩和していくために関係団体と連携した相談・支援に取り組むことなどを記載しています。

自死に関する人権問題は、指針の改定にあたり新たに項目立てしたものです。自死の危険性に気づく人材を増やしていくことや生きることの促進要因を増やしていくための支援に取り組むことなどを記載しています。

貧困に関する人権問題についても、指針の改定にあたり新たに項目立てしたもので、貧困に起因して複合的に様々な問題が起こるリスクが高まる中で、セーフティネットを充実していくことや世代を超えて貧困が連鎖することがないよう、貧困を防ぐための環境整備を推進していくことなどを記載しています。

その他の問題として、就労者を取り巻く問題や災害に伴う問題、婚姻外の関係で生まれたことを理由とした問題、戸籍に記載が無い人が抱える問題、アイヌの人々をはじめとした先住民族の人権、北朝鮮当局により拉致問題の被害者等の人権などについても触れています。

資料2-1の39頁では、人権施策を推進していくうえでの役割や体制について記載しています。本指針は、市の人権施策を着実に進めていくためのガイドラインとして位置付けており、行政として全庁的に人権施策を進めていくこと、職員への教育とともに市民の人権意識向上を図るため取組を進めていくこととしています。また、人権侵害を受けた当事者の方が適切に救済されるような仕組みを作っていくことを記載しています。そのために、庁内組織と、この人権施策推進委員会で協力しながら、本市の人権施策を進めてまいります。委員の皆様には、指針に基づく取組の評価や進捗状況などの管理をお願いするとともに、本市の人権施策が発展していくために必要と思われる視点

	<p>などについて助言をいただきたく思っております。</p> <p>また、資料2-2については、指針の概要版でございます。</p> <p>こちらは、市民等への周知を主な目的として、本編と併せて作成いたしました。人権問題の解決には市民の方の理解は必要不可欠であり、人権のことについて知っていただき、自分事として関心をもっていただくことが大切であると考えています。概要版については、市民等が集まる公共施設への配布のほか、学校や地域包括支援センターなどに配布いたしました。また、職員教育として新採用職員の研修の中での説明にも活用しているところです。今後も人権に係るイベントなど、様々な機会の中で継続的に周知啓発を図ってまいります。</p> <p>また、指針の改定に当たり、昨年度に人権施策推進委員会から市長へ答申書が提出されましたが、その中で委員の思いを踏まえ「市長が人権擁護に向けて強いメッセージを発することを求める」と記載しておりました。それを受けて、共生社会の実現を目指し全庁的に取り組んで行く「小田原市共生社会推進本部」において、本指針について全庁的に取り組んでいくことといたしました。市民等への人権擁護に対するメッセージの発信については、方法や効果等を勘案して実施していきたいと考えています。</p> <p>「人権施策推進指針について」の説明は、以上でございます。</p>
吉田委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局から説明がありましたが、本編、概要版を読んでいたというところで、委員の皆様からご意見、ご質問等はございますか。</p>
山本委員	<p>先ほど説明がありました守屋市長への諮問書については、資料2-1の46ページにありまして、次の47ページが答申書となっておりますが、答申書の別紙は付いていないですね。</p>
事務局【大澤主任】	<p>冊子では、答申書の鑑部分は載せておりますが、別紙の内容については冊子には載せておりません。</p>
山本委員	<p>冊子には要らないと思いますが、委員の方には何を答申したのか、示した方が良いかと思えます。</p>
吉田委員長	<p>それでは、答申内容について委員へ読み上げていただくか、次回配布するか、どうでしょうか。</p>
事務局【大澤主任】	<p>答申書の内容については委員の皆様へ別途送らせていただきます。</p>
吉田委員長	<p>答申内容は長かったので、読み上げると時間がかかってしまいますので、後日配布でも良いかと思えます。意見として、新たな委員の皆様に見ていただくことが良いのではないかと思います。</p>
事務局【大澤主任】	<p>今、手元に答申内容の冊子がありまして全部で7ページほどございます。すべてを読み上げるには時間がかかりますので、先ほどお伝えさせていただいた、最後のページの部分について宜しければ読み上げ</p>

	させていただきますが、いかがでしょうか。
吉田委員長	はい。
事務局【大澤主任】	<p>それでは、後ほど委員の皆様へ送付させていただきますが、答申書の最後のページでまとめとして書かれております「おわりに」という部分を読み上げさせていただきます。</p> <p>5 おわりに</p> <p>人権問題は行政だけで解決することはできません。一人ひとりが自分事として認識するとともに、社会全体で取り組まなければならない、その為には多様な主体との連携が不可欠です。市として主体的に推進すべきものはありますが、これまで以上に市民、事業者等と連携・協力しながら人権の視点に立った行政運営を推進してください。</p> <p>この答申を真摯に受け止め適切に指針に反映されることを望むとともに、小田原市において具体化された人権施策が着実に推進されることを求めます。</p> <p>このため、本指針の改定に当たって、市長が人権擁護に向けて強いメッセージを発することを求めます。</p> <p>結びに、この答申の作成に当たり御意見をいただいた各委員をはじめ、本委員会の関係者の皆様へ感謝申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
吉田委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>委員の方から答申内容全体を見たいという要望がございましたら、新たにリクエストしますので、必要があればおっしゃってください。</p> <p>他に、ご意見やご質問等はございますか。</p>
※委員等からその他意見なし	
吉田委員長	<p>実は、本日の資料の最後に、即座にご質問等が出ない場合など、後で思いつかれたことや、聞いてみたいことなどがございましたら、次回の委員会で応答できるように資料8を用意してあります。後ほど事務局からも説明があるかと思えます。</p> <p>それでは議題（4）を終わらせていただきます。</p>

(5) 人権施策の計画的な推進に向けた進め方について

吉田委員長	<p>続きまして、議題（5）「人権施策の計画的な推進に向けた進め方について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局【大澤主任】	<p>議題（5）「人権施策の計画的な推進に向けた進め方について」説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料3をご覧ください。</p> <p>資料3では本市の人権施策の推進に係るこれまでの進め方や、これからの進め方の方向性を記載しています。</p>

これまでの人権施策の進め方として、本市では、平成 22 年度に人権施策推進指針の策定に合わせて、人権担当部署である人権・男女共同参画課を創設し、当課を中心に職員への人権教育や市民等への人権啓発活動を実施してきました。

また、指針に記載された子ども、高齢者、障がい者など各人権問題の分野毎の施策の方向性を踏まえて取り組んでまいりました。その間、女性活躍推進法や、いじめ防止対策推進法、障害者差別解消法、部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法など、人権に関わる様々な分野で社会情勢の変化等に対応する形で新たな法律の制定がありましたので、それに対応していくための取組が実施されました。

また、本市の人権施策の取組に対して意見をいただく場として、人権施策推進委員会の前身である、「人権施策推進懇談会」を開催し、外部有識者等で構成された委員の皆様から意見をいただき、市の取組の改善を図ってまいりました。

令和 5 年 3 月に本市指針を改定しましたが、改定に至るまでの経過においては、今後の人権施策の推進に向けて、具体的な取組を増やし、実効性を高めていく必要があるとのご意見をいただいたところです。改定後の指針にも記載されておりますが、この指針を単なるガイドラインとして捉えるのではなく、職員はもとより、関わる市民の皆様、一人ひとりが自分事として人権問題を考え、行動に移すことができるように示していくことが行政に求められている姿であります。人権に対する人々の意識は高まっており、企業においても人権に配慮した行動計画の策定が求められるなど、人権擁護、人権尊重の考え方は当たり前の社会となってきています。そのような中で、本市としてより具体的で実効性が担保された形で、指針に基づく人権施策を推進していく方法は何かを検討していく必要がありました。

そこで、これからの進め方（案）として、これまでの進め方をベースとしつつ、新たに小田原市総合計画と紐づけながら人権施策を推進していきたいと考えています。総合計画は市政運営の根幹となる計画であり、総合計画に基づいて全庁的に事業を展開しています。総合計画の実行計画として取り組んでいく事業の中に、人権尊重の視点を反映しながら実施していくことで、職員全体の人権意識を高めつつ、人権施策も計画的に進めていくことができると考えています。

続きまして、資料 4 をご覧ください。

資料 4 は本市における人権施策の取組状況について、庁内で作業を依頼し、各課で取り組む事業を振り返ってもらい、人権を意識してどのような取組をしているかを考え、記入してもらい、とりまとめたものです。資料 3 でご説明した総合計画実行計画の個別事業に紐づける形

で取組内容や、取組に対する令和4年度の状況等を載せています。

本委員会の中では、ここにある各事業に対して良い、悪いを見てもらうことではなく、あくまで本市の人権への取組として、こういうことを実施しているという現状をお伝えする資料として用意させていただいたものです。

また、資料4に記載している取組が全てではなく、担当課で気づいていない取組や、今後、全庁的な人権意識を深めていく中で、新たに増えていくものと想定しており、各課へ働きかけてまいります。

続いて、資料5をご覧ください。

こちらは、先ほどの資料4で回答のあった総合計画実行計画個別事業において、本市人権施策推進指針にあるどの分野別人権問題と関連があるかをまとめた資料となっています。女性、子ども、高齢者、障がい者などの分野においては人権を意識した取組が多く、事業で行われているが、他の分野では限定された事業の中で取組が行われているなど、バラつきがあることが分かります。こちら資料4と同様に現時点での良し悪しではなく、このような状況であるものとして理解していただければと思います。

次に資料6-1及び6-2をご覧ください。

人権施策を計画的に推進していくにあたっては、本市は現在どのような段階にあるのか、そして、それを見極める上での判断基準はどうあるべきか、評価について考えていく必要があります。

資料6-1及び資料6-2は、他自治体の人権施策に係る評価方法を資料として用意したものです。

資料6-1は、神奈川県藤沢市において実施した評価方法でございます。指針における施策の方向性のどの項目で、どのような取組をしているのかを記載し、それを「充実度」という尺度で6つの凡例に分けて自己評価しています。そして、3ページ以降で施策の方向性の項目毎に集計し、数値化しているものです。

ページ数が多いため資料6-1及び資料6-2は抜粋としております。

次に、資料6-2ですが、こちらは三重県津市における評価方法でございます。こちらは、個別の事業の評価ではなく、基本施策、分野別人権施策としての取組状況を文章でまとめ、それに対して社会情勢なども踏まえて、外部の委員会から今後の施策に対する提言などをいただき、それを記載しつつ、評価基準として、かなり進んだから進まなかった、の5段階に分けた評価をしています。

そこで、本市ではどのような評価方法を検討していくかという事になるわけですが、事務局としては、個別事業による評価とそれを踏まえ

た形での全体評価を行うことを考えています。初めに、本市指針の施策の方向性と総合計画を紐づける作業を今後行った上で、各課の個別事業に対し、チェックリストのような形で自己評価をしていただくことをイメージしています。そしてその結果を集約し、資料2-1の5ページ、6ページにある基本施策として記載しております、「人権教育・啓発の推進」「相談・支援の充実」「人権施策推進に向けた多様な主体との連携」に当てはめ、学校教育、市民啓発、行政職員への教育、相談窓口の充実などについて、どのような傾向が見てとれるのか、全体評価として示していくことを考えています。また、分野別施策についても、強化していくべき施策であるとか、どのようなところに課題があるのかなど、現状分析を踏まえた評価を示していきたいと考えています。

委員の皆様からも評価方法についての案などがあればご提案いただき、次回の委員会の中では、たたき台をお示しできればと考えております。

最後になりますが、今後のスケジュールの（案）を作成しましたのでご説明いたします。資料7をご覧ください。

これまでの説明の中で、今後の進め方としては、人権施策を総合計画と紐づけながら推進していくということで、人権施策の評価をどうしていくべきか、話をしてきました。

この資料7は、本委員会でお願したい役割と、評価に関する庁内での事務作業や総合計画との関連について、スケジュールに表したものです。

本委員会は、本日の委員会を含め6回ほど会議開催を予定しています。第2回及び第3回の会議では、人権施策の評価方法に係る協議を行う予定で考えています。その協議の後、庁内で個別事業の自己評価を行い、その評価結果を集約した形で、全体での評価を行いたいと思っています。資料の矢印で示す動きについての説明となりますが、それを踏まえ、第4回の会議を開催し、実施した評価方法の検証を行い、改善を図った上で、評価方法を決定したいと考えています。また、全体評価について本委員会で協議していただき、助言等をいただきたいと思います。評価方法を決定した後で、個別事業並びに全体評価の調整を行いたいと考えています。そして、来年の夏頃とする予定ですが、第5回の会議では、人権施策の全体評価について再協議するとともに、委員会としての答申（案）の協議を予定しています。

また、資料7の右下の部分でございますが、総合計画における第2期実行計画が令和7年度からスタートするにあたり、人権施策の全体評価を踏まえ、目標設定や人権に配慮した考え方への見直しなど、各課

	<p>で総合計画実行計画に反映できる部分は取り入れていくことを考えております。</p> <p>委員の皆様には、令和6年度までの期間で、人権施策に係る評価方法の決定とともに、現状分析を踏まえて市が今後取り組むべき課題や重点項目などについて方向性を示していただくことをお願いしたいと思っています。それを受けて、令和7年度以降において、本市でどのような事業を展開していくことができるか、具体的な人権に係る事業の拡大に向けて、詰めていく準備を行い、その上で、予算化も含めた総合計画実行計画との連携を図っていく考えでおります。</p> <p>以上で、議題（5）についての説明を終わらせていただきます。</p>
<p>吉田委員長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>この話を初めに聞いた時は正直なところ把握しづらかったです。</p> <p>これまでどうしてきたかと言うと、資料6-1にあるように推進指針に従って人権関係の事業を行っている各部署を呼んで、事業の説明をしていただき、それについて質疑応答をしてきたわけです。</p> <p>それで、今回の提案というのは、事業計画とリンクしてとりまとめをしたことが無かったので、その観点を入れたいということが一つ、もう少し個別事業のとりまとめ評価というのは、これ自体を非常に緊張しながら各課で時間をかけてまとめてきていただいて、それが僅か数分の説明で決定してしまうという、ある意味プレッシャーをかけてしまうものとなっていました。ただ、総合的な人権施策の推進のあり様がどうなっているか、まとめ方を変えてみたいというご提案であると思います。その過程で評価方法をどうするかということ各部署とも調整していかなければならなくて、その時間もかなりかかるということで今年中はその部分に力が割かれるということです。事業計画も報告という形で資料として付いてきておりますが、その過程で再度見直しをしていくことで、それで最終的に令和6年度の最後あたりで全体評価の公表ができるように並行して実施していくというイメージかと思えます。</p> <p>そういうことでよろしいでしょうか。特に今回から初めて委嘱された委員の方はイメージが湧かないかと思えますが。</p> <p>ただ、事業毎の質疑応答で実施している中で、どういう状況にあるのかというまとめが十分にできないという問題意識はあったと思うのですが。そこを何とかやってみたいというのが今回のご提案だと考えていただければと思います。</p> <p>以上で十分な説明が出来たかどうか分からないのですが、委員の皆様からご意見やご質問等はございますか。</p>
<p>※委員からの意見等なし</p>	

<p>吉田委員長</p>	<p>そうしましたら、もう少し事務局で考えているイメージを皆さんに説明したらいかがかと思いますが、どうですか。</p> <p>先ほどチェックシートの話が出ていたこと、或いは藤沢市と津市という2つの方法が示されていますが、どのような方式が良いか、であるとか。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>
<p>事務局【大澤主任】</p>	<p>今ご説明をしていた中でチェックリストのようなものをイメージしていると話しさせていただきました。各所管で個別に事業を行っているわけですが、その中で目指す部分というのは、すべての施策の中に人権尊重の視点を何らかの形で入れたうえで、それを事業として展開していくことが望まれる姿であると思っています。各所管で事業を進めていく中でも、今それぞれ実施している取組が人権尊重の視点を含めて実施されているものとなっているのかを確かめていく必要があることと、各所管でも、そのことを考えていただく場を作りたいという思いがございます。</p> <p>それで、自己評価をしていただいて、それをチェックリストという形で、こういうことに取り組むことが出来ているとか、現時点ではイメージだけですので具体的に決まっているものはお示しできませんが、これからチェックリストのようなものを作成させていただきたいと考えています。そして、チェックリストもある程度作成したうえで、次の会議で示して、委員の皆さんからご意見をいただきたいと思っています。作成したチェックリストに基づき個別事業の自己評価してもらう作業を試行的に各所管で実施してもらい、そのうえで実施された自己評価結果を集約して、全体評価として見えてくるものを作っていくといった流れで進めていこうとイメージしています。</p> <p>全体評価についても、他自治体として藤沢市と津市を用意しましたが、イメージとしてはこの2つを合わせたものを作っていくと考えています。津市では基本施策や分野別の施策毎に、どのような人権の取組を実施したのかが書かれていまして、かなり進んだ、進んでいないといった尺度で評価しているわけですが、何をもって進んでいるとか進んでいないということは判断が難しいところかと思っていますので、客観的に見ていただいた時に分かりやすいものを作成していくことを今後目指していきたいと考えています。それを本市の全体評価として、その時点で見えてきた本市の特徴として、この部分は強みであるが、この部分はまだまだ取組として十分ではないなど、そういった現状を明らかにしていきたいと思っています。その部分をしっかり把握したうえで、令和7年度以降になるかと思いますが、現状分析を踏まえてどのような事業に組織として取り組めるのか、また、新たに事</p>

	<p>業を作っていくとか、既存の事業もブラッシュアップしていく、そういう議論をしていくために令和5年度・6年度において土台を作っていく、そのようなイメージを持っています。</p>
吉田委員長	<p>釈然としていない委員の方も居られるようですが、特にフォーカスしたいこととして、これまでの評価方法というかレビューを変えていきたいということなのですが、中身をやらないわけではなくて最終的に全体報告を出すとなっていますので、これは並行しながら行っていくと思うのですが。</p> <p>なお分かりにくいとのことであれば・・・国連のUPRと言う言葉は皆さんご存じですか。</p> <p>国連人権理事会というものがあまして、そこに各国が自分の国はこのようになっているというレポートを出すわけです。事務局ではそういったイメージをおそらく持っていると思いますが、何を書くか、何も基準等が無いと、どのようなポイントを書いて欲しいかが分からないので、予めそれをセットアップしておいて、こういう点はどうですかと自己評価をしていただき、記述をしていくのかどうかは分かりませんが、これからたたき台を作られることと思います。国連UPRは必ずNGOや関係機関とのやり取りがあつて、最終的な取りまとめがされるわけです。それで、そのあたりのやり方をどうするかということで、近隣の藤沢市などにやり方を聞いてきていただいて、どうしたら良いかを考えなければいけないわけです。</p> <p>事情を説明しますと、各課で業務をしている中で、かつ、各課を呼んで質疑応答をさせてもらうことから、効率良く進めていかないと負担がかかってしまいますので、どのような進め方が良いか、主旨に合うものを検討しなければいけないわけです。そのあたりを行いながら実質的なところを、今までとは違う形で取りまとめをしたいと。それを令和7年度からの第2期総合計画実行計画の中に反映していくということです。現状分析をすることで、どこが手厚いかが分かりますかね。そのように事務局から伺っていました。</p> <p>そういうことで、何をしようとしているかという説明は十分ですか。</p>
瀬戸委員	<p>評価については聞いた範囲内でするわけですね。そして、その後で提案ということをおこなうわけですか。</p> <p>そこだけ聞いて評価が出来るかというのが分からないのですが。聞いた中で、こういう課はこのようにあると良いといった提案をするのですか。</p>
吉田委員長	<p>そこが事業毎になるのか、課の取組になるのかは分かりませんが、課で取組についてレビューが出てきますので、分からないところがあれば質疑応答などをして、それで最終的にとりまとめをするのかなと</p>

	<p>いったイメージを私は持っています。それが最終的には令和6年度の最後のあたりで全体評価結果の公表とありますので、翌年度から事業計画を立てられる際にそれを見ながら活用していくと、そのような理解で事務局としてはよろしいですか。</p>
事務局【大澤主任】	<p>全体的な評価として委員の皆様からいただいた意見は、各所管に伝えたくて、見直せる部分は随時見直していくという姿勢で進めたいと思っています。</p>
瀬戸委員	<p>イメージが難しいです。</p>
事務局【早川部長】	<p>補足させていただきます。今、事務局で提案していることは、評価は各所管課が自分で行うわけです。それぞれの事業毎にどれだけ人権的に施策が配慮できているか、推進に寄与できているかを自己評価してもらって、それを集計したものをこの委員会へすべて持ってきます。それを、個別事業単位でも見てもらいますし、まとめた全体的な方向性としても見ていただきます。それを作ります。それで、各所管課がこういう評価をしてきたことが、本当に評価として良いのかを見ていただくわけです。実はこういうところが足りないのではないかと聞いた、それを言っていたのはこの場でございます。改善点も言っていただきますし、助言もいただければと思っています。それについてはフィードバックします。評価を調整するという作業もしますので、そういった検証の場としてもご意見をいただければと思います。</p>
瀬戸委員	<p>分かりました。</p>
吉田委員長	<p>しかし、そこに至るまでにチェックリストを作ると言っておりましたが、結局どのようにするかを話し合わなければいけなくて、それに従って各課からの報告をいただかないといけないということですから、少し時間がかかりますがよろしくをお願いします。</p> <p>その他、ご意見、ご質問はございますか。</p>
ストーリー委員	<p>これが昨年度末に改定された指針で、これに基づいた事業が各所管課でなされているかを検証していくということでもよろしいですか。</p> <p>それは、チェックリストのような形で行うのか、どのような形で行うのかについてはこれから決めていくということですか。それで、各所管課から挙がってきたものに対して、評価がしっかりと合っているかを検証していくと。そして、その評価のやり方については、全国で言えば、この三重県津市と藤沢市がモデル的な評価をしているということで例として扱っているのですか。それとも単に藤沢市と津市を選んだだけなのか、モデル的な評価をしているのであれば比べることはわかりますが、そのへんについても教えてください。</p>
事務局【内田課長】	<p>藤沢市と津市の評価表を参考としたのは、他にも複数調べて確認したうえで、個別評価については、藤沢市が各所管課で自己評価しても</p>

	らうには細かくて良いだろうということで挙げさせてもらったものです。藤沢市のようなものをチェックリストのような形で自己評価したリストをこの会議にお持ちしたうえで、総合的に評価するうえでは津市のような形がスムーズではないかということで、モデルということではございませんが、私たちが意図している形に近いものを例として挙げさせていただいたということです。
吉田委員長	ありがとうございます。大丈夫ですか。よろしいですか。 その他、ご意見、ご質問はございますか。
※その他委員から意見等なし	
吉田委員長	それでは、議題（５）についてはこれで終わらせていただいて、次の議題「その他」についてお願いいたします。

(6) その他

吉田委員長	委員の皆様の中で何かご発言したい方がおられましたらおっしゃってください。
大石副委員長	評価の問題もすごく大事であると思いますが、私は過去に小田原の地域の中でどういった事件が起こってしまったのか、悲しい事件や辛かった事件などがいろいろとあったと思うわけです。そういうことを繰り返さない、二度と起こさないためにどのようにアンテナを張っていくのが大事だと思います。そのような振り返りから良いものを作っていくことで考えていかないと、また繰り返されてしまう。そうすると、どうしようもないじゃないかと、何のためにやっているんだとなるわけです。だから、過去に中学生の子が差別した子を刺してしまったとか、ジャンパーの問題でいろいろと批判を受けたことや、いじめで学校に行けなくなってしまったとか、そういった例がたくさんあるわけですから、いつも振り返りながら、繰り返さないためにはどうすれば良いのかを常に視野にいれて欲しいと思います。
吉田委員長	ありがとうございます。 今日示された計画表などを見て肩透かしの印象を持たれた委員の方もおられると思います。私も内容はどうなるのかという印象を説明を受けて思いました。 一方で、人権状況が市民の方に良く見えるようにすることも大事であると思っていて、今、大石副委員長から過去に事件がいろいろとあって、二度と起こらないように発信を、ということですが、現状から何が問題で、どこがどうなっているかがもっと分かるようにとりまとめをして、発表できることも大事かと思えます。これまでのやり方も一工夫必要なのかと、そういった着眼であるのだろうと理解しました。皆さん、人権保障の状況そのものに強い関心を抱いておられる委員の

	<p>方々ですから、そういう面もカバーしながら、一方でとりまとめについてももう少し良いものにしていくということで、事務局においてはお願いいたします。</p> <p>事務局からは、その他で何かございますか。</p>
事務局【大澤主任】	<p>先ほど、委員長から話の中で触れていただきましたが、今後、本委員会の中での協議を充実したものとしていくためにお願いしたいことがございます。</p> <p>資料8で提案シートを配付しております。昨年度から委員を経験されている方はご存じのことと思いますが、この提案シートは限られた委員会の時間の中で、委員の皆様から協議事項について発言できなかったことや、後ほど気が付かれたことなどを記載していただくものでございます。いただいたご意見やご提案は、次回の議題の中で委員の皆様と共有したいと考えています。提出は、本用紙を事務局へFAXで送っていただくか、本用紙を使わずメール本文に記載して送っていただいても構いません。ご活用していただければと思います。説明は以上です。</p>
吉田委員長	<p>ありがとうございます。資料8について事務局から説明がありましたが、何かご質問等はございますか。</p>
※委員からの意見等なし	
吉田委員長	<p>それでは、先ほどのスケジュールを見ていただきまして、次回までの課題としては、実際にどのような形で評価をしたいのかということとたたき台として作成されるということで、他市についても調べられるとのこと。委員の皆様には、もう一度6-1や6-2の資料を見ていただきまして、チェックシートということで何をチェックするのかがとても大事でありますから、どこを見てほしいのかというところを、どういう項目があって然るべきであるかを考えておいていただければと思います。</p> <p>各部門にどのようなチェックをしていただき、どのようにフィードバックしていくのかについて、それが出来ないことには前に進むことが出来ないことになると思います。ですから、もう一度、資料6のあたりを見直していただきまして、検討しておいてください。</p> <p>他にご質問等がないようでしたら、議題（6）は終了とさせていただきます。</p>
吉田委員長	<p>以上で本日の議題はすべて終了となります。円滑な議事進行にご協力いただきありがとうございました。</p> <p>事務局に進行をお返しいたします。</p>
事務局【町山係長】	<p>委員の皆様、本日はどうもありがとうございました。</p>

	<p>先ほどからお伝えしておりますが、本日の委員会のご意見やご提案等がございましたら提案シートに記載して提出をお願いいたします。</p> <p>本日はこれで終了となります。ありがとうございました。</p>
--	--